

# 出席停止のお知らせ

令和 年 月 日

年 組 氏名 \_\_\_\_\_

保護者様

大田区立 \_\_\_\_\_ 学校

校長 \_\_\_\_\_

お子様は、このたび「学校において予防すべき感染症」にかかりましたので、出席停止とします。下記の出席停止期間の基準を参考にして、主治医（新型コロナウイルス感染症については、保健所も可）から登校してもよいと言われるまで自宅で療養してください。

この措置は、お子様に充分休養を与え、早く病気を治すためと、他のお子さんへの感染を防ぐためのものであり、療養期間中は欠席扱いをいたしません。

なお、登校の場合には、右記用紙「出席停止解除願い」を保護者が記入し担任までお届けください。

※ ただし、登校した際にまだ感染の恐れがあると思われる場合には、休養を指示するか、診断書の提出を求める場合があります。

## 学校において予防すべき感染症の種類

分類	病名	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスによるもの）、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律〔平成十年法律第百四十号〕第六条第三項第六号に規定する特定インフルエンザ（次号及び第十九条第二項イにおいて同じ）であって、血清亜型が H5N1 及び H7N9 であるもの）、中東呼吸器症候群、* 指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（3日はしか）	発疹がなくなるまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状がなくなった後2日を経過するまで
第3種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれなくなるまで（医師の診断による）
	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、感染性胃腸炎（ノロウイルスなど）、溶連菌感染症、伝染性紅斑（りんご病）、その他の感染症※下記表示	感染のおそれなくなるまで（医師の診断による）

\*第1種の指定感染症及び新感染症：「新型コロナウイルス感染症」は、令和2年2月1日から学校保健安全法に定める第一種指定感染症となりました。（文科省 事務連絡 令和2年1月31日）

※その他の感染症

コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、手足口病、マイコプラズマ感染症、ウイルス性肝炎、帯状疱疹（ヘルペス）、ヘルパンギーナ、伝染性軟どく腫（水いぼ）、伝染性膿痂疹（とびひ）、伝染性単核症、EBウイルス感染症、〔 〕

# 出席停止解除願い

大田区立 \_\_\_\_\_ 学校長 様

児童・生徒氏名	年 組 番 氏名
病 名	
療 養 期 間 (新型コロナウイルス感染症については、主治医や保健所の指示による期間)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
受診していた医療機関 (新型コロナウイルス感染症については、医療機関名及び保健所名)	医療機関名（保健所名）  電話 ( )

切り取り線

上記の病気のため、休みましたが、主治医（新型コロナウイルス感染症については、保健所の指示）より登校してもよいと言われましたので、出席停止の解除をお願いします。

令和 年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_

※この用紙は、すべて保護者が記入し、提出していただくものです。